

京都府議会 2019 年 6 月定例会

山内 よし子 議員の議案討論	1
成宮 まり子 議員の意見書・決議案討論	3
議案議決表、意見書・決議	5
終えて談話	15

●閉会本会議で、日本共産党の山内よし子議員、成宮まり子議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

山内よし子議員（京都市南区選出）

2019 年 7 月 4 日

日本共産党の山内よし子です。ただいま議題となっております議案 63 件について、第 1 号議案「令和元年度京都府一般会計補正予算（第 1 号）」、第 2 号議案「令和元年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」、第 6 号議案「選挙長等の報酬および費用弁償条例一部改正の件」、第 35 号議案「京都府土地改良事業等特別徴収金条例一部改正の件」、第 55 議案「東中央線街路工事委託契約変更の件」、第 56 号議案「家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起の件」及び第 57 号議案「損害賠償請求事件にかかる和解の件」、第 60 号議案「新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（電気設備工事）」、第 61 号議案「新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（機械設備工事）」、第 62 号議案「財産取得の件」、第 63 号議案「債務負担行為の変更」の 11 議案に賛成し、他の議案に反対の立場で討論を行います。

まず最初に、第 4 号議案及び第 7 号議案から 34 号議案、第 36 号議案から 49 号議案まで、第 51 号議案から第 53 号議案及び第 58 号議案について、10 月に予定されている消費税増税に伴い、各申請手数料や施設利用料を一律約 2%引き上げようとするものです。

しかし、京都府民の家計収入や消費支出の落ち込みは全国最悪レベルであり、府民の暮らしと京都経済の現状から、増税そのものが許されません。また一連の議案の中には、政令に基づいて全国一律に引き上げるものに加え、京都府の判断で引き上げようとするものも含まれています。これまでの消費税増税の際には値上げをしなかった経緯もあり、値上げの根拠はありません。よって反対です。

次に、第 3 号議案「京都府森林環境譲与税基金条例制定の件」についてです。

この条例による「基金」は、国が制定する「森林環境税」が元になりますが、国民一人当たり年間 1000 円の住民税を上乗せして徴収し、森林環境譲与税を創設して基金を積み立てるものです。そもそも日本の林業が衰退してきたのは、1964 年の木材輸入自由化による海外の安価な木材の流入等によるものであり、何の対策もとらなかったばかりか、25 年間で 6000 億円も林業予算を減らしてきた歴代政府にその責任があります。その反省もなく、森林整備に係る財源負担を個人に押し付けることは間違っています。

法人の負担はなく、住民税の所得割がかからない低所得者にも一律に均等割りとして負担を求めるなど、逆進性が高いこと、本府の「京都府豊かな森を育てる府民税」府民 1 人あたり年間 600 円との二重課税になる

ことなども問題です。森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は重要な課題であり、国の一般会計の林業予算の拡大など、安定的な方法で財源を確保すべきです。

なお、第1号議案について、全体として賛成するものですが、森林環境税の導入に伴って積み立てを行うための繰り出し分7000万円については反対です。

次に、第5号議案「府税条例の一部改正の件」についてです。

今回の見直しは、国の消費税増税により拡大する自治体間の財政格差を是正する目的で、地方税法等の一部改正等を行うことに伴うものですが、新設される国税である特別法人事業税は、地方税を国が取り上げ、他の自治体に回すやり方を恒久化するもので、地方自治体の課税自主権を侵害し、地方税制にゆがみを持ち込むものです。また、自動車税の税率の恒久的な引下げと環境性能割の1%減税は、業界団体の要望に応え、消費税増税による駆け込み需要と反動減への対策を行うものであり、反対です。

自治体間の財政格差は、地方交付税の財政調整機能を回復させ、国の責任で是正すべきものであるということを描きおきます。

次に、第14号議案「京都府立京都学・歴史館条例一部改正の件」についてです。

京都学・歴史館は旧総合資料館の機能を引き継ぎ、府民の財産である公文書や京都の歴史的な資料などの収集、保存と研究支援等を行う施設であり、世界遺産に指定された東寺百合文書や国宝級の資料なども有する公共性の高い文化・学術施設です。こうした役割を果たしている施設を、営利企業に委ねる指定管理者制度を導入することはやってはならないことです。

議案の審議の中で、「定型的カウンター業務は指定管理に、専門的なレファレンスは直営で」との理事者の発言がありましたが、定型的カウンター業務も専門的なレファレンスも線引きは難しく、定型的な業務も専門性のある職員がおこなっているからこそ質の高いものになっているのです。

さらに、これまで総合資料館も京都学歴史館なども熟知し専門的なサービスを府民に提供してきた、嘱託職員や有期雇用の職員の雇用が脅かされる危険があり、これまで築いてきた専門性が担保できず、府民サービスの後退を招く結果になりかねません。

本議案は、京都府立京都学・歴史館の施設全体の設備の維持管理に関する業務と、大小ホールと駐車場の施設の使用の承認に関する業務、また知事が別に定める業務に関して、指定管理者制度を導入しようとするものですが、指定管理の範囲が、今後、際限なく拡大される危険性もあります。よって反対です。

次に、第50号議案「京都府立高等学校等設置条例一部改正の件」についてです。

本議案は、京都府立宮津高校と加悦谷高校を「京都府立宮津天橋高校」に、網野高校と久美浜高校を「丹後緑風高校」に統合して学舎制を導入すること、京都府立宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校を新たなフレックスハイスクールとして京都府立清新高校に統合再編するものです。

これまで地元の地域に高校があることで、それぞれの高校と地域とが一緒になって伝統や文化を支え、地域を活性化し発展させてきた歴史があります。

また、3つの分校も小規模校ならではの、生徒一人一人の個性に応じた丁寧な指導ができるように必要な教員が配置されるなど生徒のニーズにこたえる教育を実践してきました。再編・統合の方針のもとで2017年に府教委が行った保護者アンケート等の結果、一番多かったのは「本校継続」そして続いて「普通科の充実」であり、学舎制の導入を望む声はもっとも少なかったのです。しかも分校の統廃合についてはアンケートの対象にすらなっていませんでした。

これまで地元の保護者や住民からは地域の持続的発展、普通科の設置、少人数できめ細かな教育、通学費や通学時間の負担軽減、時間をかけて議論の保障などが要望され、京丹后市議会や与謝野町議会からも地域住民の声を聞くこと、丁寧な説明を行うこと、市町との連携を図ることを求める意見書が教育委員会に提出されてきたのです。

また、学舎制の見直しと単独校存続、多様な進路選択が可能な普通科を柱にした学科編成、小規模校のメリットを生かす教員配置を求める署名も提出され、今年の5月27日にも丹後から保護者や教員などが府教委を訪れ「これまで公聴会やニュースなどで生徒・保護者にメリットとして約束してきたことが実現できないならば、実現の目処がつくまで再編を延期すること」などを求める第4次の要望書が提出されたところです。こうした声を無視して、学舎制とフレックスハイスクールありきで再編統合を進めることは許せません。さらに、本年5月の教育委員会で委員の中からも指摘があったように、来年度からの実施予定にもかかわらず、教育課程や専門教育の教員配置、通学や部活などの移動手手段の確保についても明らかになっていません。

また、ICTの遠隔教育による学力保証の問題など、これまで多くの保護者や生徒、地域、学校現場から出された問題を置き去りにしたままスタートさせることは重大問題です。学舎制等に名を借りて、北部の高校教育がないがしろにされることはあってはなりません。

第54号議案「京都府卸売市場条例廃止の件」は改正卸売市場法によって卸売市場の認可制が認定制に変更され、卸売市場に対する自治体の責任が大幅に縮小されるものです。このことにより大手民間流通資本の参入が促進され、中小の仲卸業者や買出し人などが卸売市場利用から排除される危険があり、反対です。

次に、第59号議案「京都地方税機構規約変更に関する協議の件」について、固定資産税（償却資産）の課税事務共同化等に伴う京都地方税機構の規約変更を行うものですが、自治体の課税自主権を侵害する地方税機構の業務拡大に反対です。以上で討論を終わります。

日本共産党の成宮まり子です。議員団を代表して、わが党提案の5件の意見書案、および1件の決議案に賛成の立場で討論します。

まず、「消費税の10%増税中止を求める意見書案」についてです。

日銀が発表した6月の企業短期経済観測調査では、企業の景況感を示す指数が大企業製造業で2四半期連続で悪化し、中小企業製造業では7ポイント下落するなど非常に深刻な数字が発表されました。

マスコミも「景況感2期連続の悪化」「日本経済は予断を許さない状況であることが鮮明となり、10月の消費税増税が景気の重しになりそうだ」と報じています。明らかに景況が悪化している状況のなかで、消費税増税を強行するなど言語道断です。

世論調査でも、10月の消費税増税に「反対」が54%と過半数になり、消費税増税で景況に悪影響が出ることについて「不安を感じる」の回答が75%にもなっています（朝日）。前回の8%への増税以降、家計消費は年25万円も減っており、「こんなに暮らしが大変な時に、消費税10%なんてとんでもない」というのが府民の声です。先のG20の首脳宣言でも、「世界経済の下振れリスクにすべての政策手段を用いる」とされており、国内経済の悪化という点からも、世界経済のリスクからも、増税は無謀であり、きっぱり断念すべきです。

次に、「最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書案」についてです。

安倍政権の下、家計消費が落ち込み実質賃金は10万円も減り、貧困と格差の拡大、景況悪化の大きな要因になっています。そうしたなかで、労働者全体の賃金底上げにつながるのが最低賃金の引き上げであり、ただちに時給1000円以上に引き上げ、1500円以上をめざすべきです。

その実現のカギは、京都でも地域経済と雇用を支えている中小企業が賃上げできるよう、支援を抜本的に強化することです。ところが政府は、中小企業の賃上げ支援予算で唯一のしくみである「業務改善助成金」を2011年度の38億円から、今年度予算では6億9千万円へ5分の1以下に減らしてしまいました。

日本商工会議所などによる「最低賃金引き上げの影響に関する調査」結果概要（19年5月）では、最低賃金引き上げのために必要な支援策として「税・社会保険料負担の軽減」をあげる回答が65.2%と最多になっています。中小企業の賃上げ支援予算を改善するとともに抜本的に拡大し、社会保険料などの事業主負担減免で、中小企業で最低賃金を引き上げられるよう求めるものです。

次に、「安心できる年金制度の構築を求める意見書案」についてです。

「老後資金は2000万円不足」とした金融庁の審議会報告書と、さらに安倍政権がこれを受けとらず、不都合な事実を覆い隠そうとしていることに国民の批判と怒りが沸騰しています。政府は2日、わが党の志位委員長への質問主意書に対する答弁書を閣議決定し、このなかで年金を自動削減する「マクロ経済スライド」によって、基礎年金が最終的に毎年7兆円削減されることを政府として初めて公式に認めました。

基礎年金が約3割、7兆円も削減されれば、いま40歳以下の方は、厚生年金でも国民年金でも1人月2万円も減らされてしまいます。国民年金は満額でも現在月6万5千円ですが、4万5千円にまで減らされるのです。これでどうして暮らしていけるのでしょうか。

国民の信頼回復のためには、「マクロ経済スライド」を廃止し「減らない年金」にすべきです。そのために、高額所得者優遇の年金保険料の見直し、約200兆円の年金積立金の計画的取り崩し、現役世代の賃上げと非正規労働者の正規化による担い手の強化など、政府の責任で、安心できる年金制度の構築にふみだすべきです。

次に、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書案」と、「辺野古新基地建設の即時中止を求める意見書案」についてです。

この6月23日、沖縄戦から74年の「慰霊の日」を迎えた沖縄では、沖縄全戦没者追悼式が開催され、玉城デニー知事は「県民は、絶え間なく続いている米軍基地に起因する事件・事故、騒音等の環境問題など、過重な基地負担による生命の不安を強いられている」と述べられるとともに、米軍新基地建設を押しつける安倍政権の姿勢に対して、「民主主義の正当な手続きを経て導き出された民意を尊重せず、地方自治をないがしろするもの」だと、きびしく糾弾されました。

沖縄県知事選挙、県民投票、衆院補選と県民が繰り返し「新基地建設はいらない」との審判を下しているにもかかわらず、埋立て工事をやめようとしめない政府に対し「これで民主主義の国といえるのか」との県民の怒りは当然でありこれは日本国民すべての問題です。

京都でも、京丹後米軍レーダー基地をめぐる、昨年のレーダー波が停止されずドクターヘリによる患者搬送が遅れた問題、今年に入って住民に一切連絡も説明もなく、発電機が早朝、夜間、土日など24時間稼働して騒音被害を広げている問題など軍の横暴勝手は後を絶ちません。こうした米軍基地をめぐる主権侵害は、全国各地で引き起こされ、在日米軍再編の下、いっそう深刻になっています。

ところが、トランプ大統領は、日米安保条約は「不公平」であり「変えるべきだ」との考えを日本側に伝えたとし、今後さらに費用負担や軍事的分担を迫る姿勢を見せています。現状でも日本は、「思いやり予算」や米軍再編経費負担など、米軍駐留経費の3分の2を負担しており、世界に例のない状態にあるのにこれを拡大しようというのです。

こうした「不平等」な状態の根本にあるのが、日米安保条約と日米地位協定です。日米地位協定の改定は、全国知事会も求めるなど、国政の熱い焦点であり緊急課題として実現をつよく求めるものです。

最後に、「家族農業と地域農業、集落営農組織への支援を求める決議案」についてです。

日本の食料自給率は38%まで低下し、先進国や1億人以上の人口を持つ国のなかでは最低レベルです。

ところが安倍内閣は、昨年末にTPP11を、今年2月には日欧EPAを発効させ、さらに5月の日米首脳会談では、トランプ大統領が「米国はTPPには縛られない」「農業関税の撤廃を日本に要求した」「8月によい発表ができるだろう」などと述べ、日本国民に隠したまま、農業に深刻な打撃となる貿易交渉が進められている疑いが濃厚です。まさに“亡国の政治”であり、日米FTA交渉はただちに中止すべきです。TPP協定から離脱し、食料主権・経済主権を尊重した貿易協定に切りかえるべきです。

日本の農業は、その経営体のうち97.6%が家族経営です。とりわけ、中山間地の多い京都府では、家族経営とその共同組織である集落営農組織の役割は大きく支援の強化が求められます。

5月20日の参院行政監視委員会で、わが党議員が「国連・家族農業の10年」にもとづき、集落営農組織への支援をつよめ、国として悉皆調査を行うよう求めたのに対し、農水省・経営局長は「集落営農に関するいろんな調査を必要に応じて行いたい」と答えました。本府においても、集落営農組織の実態調査を行っておられますが、コメをはじめとした農産物の価格保障・所得補償、後継者育成や農機具の更新費への支援など、集落営農組織への具体的な支援を強めるべきです。

以上、わが党提案の意見書案、決議案に、みなさんの賛同を求めるものです。以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【議案議決表】

議案 番号	件名	議決	議決	賛否の状況				
		月日	結果	共 産	自 民	府 民	公 明	維 新
第1号	令和元年度京都府一般会計補正予算(第1号)	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第2号	令和元年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第1号)	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第3号	京都府森林環境譲与税基金条例制定の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第4号	京都府手数料徴収条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第5号	京都府府税条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第6号	選挙長等の報酬および費用弁償条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第7号	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例一部 改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第8号	京都府立自然公園条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第9号	京都府立植物園条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第10号	京都府立文化芸術会館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第11号	京都府立ゼミナールハウス条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第12号	京都府立府民ホール条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第13号	京都府立堂本印象美術館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第14号	京都府立京都学・歴彩館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第15号	京都府立体育館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第16号	京都府立青少年海洋センター条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第17号	京都府衛生検査等使用料及び手数料条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第18号	京都府立総合社会福祉会館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第19号	京都府精神保健福祉総合センター条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○

第20号	京都府立心身障害者福祉センター条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第21号	京都府立舞鶴こども療育センター条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第22号	京都府立こども発達支援センター条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第23号	京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第24号	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第25号	興行場の設置場所の基準等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第26号	公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第27号	理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第28号	美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第29号	食品行商衛生条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第30号	化製場等の構造設備の基準等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第31号	食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第32号	動物の飼養管理と愛護に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第33号	京都府立けいはんなホール条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第34号	京都府立勤労者福祉会館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第35号	京都府土地改良事業等特別徴収金徴収条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第36号	京都府種畜種付け手数料徴収条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第37号	京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第38号	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第39号	京都府漁港管理条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第40号	京都府立府民の森条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第41号	京都府海岸等管理条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○

第42号	京都府河川の占用等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第43号	京都府屋外広告物条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第44号	京都府立都市公園条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第45号	京都府立府民スポーツ広場条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第46号	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第47号	建築基準法施行条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第48号	京都府港湾区域等の占用等に関する条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第49号	京都府教育委員会手数料徴収条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第50号	京都府立高等学校等設置条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第51号	京都府立少年自然の家条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第52号	京都府立郷土資料館条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第53号	京都府警察手数料徴収条例一部改正の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第54号	京都府卸売市場条例廃止の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第55号	東中央線街路工事委託契約変更の件	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第56号	家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起の件	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第57号	損害賠償請求事件に係る和解の件	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第58号	京都府立公立大学法人が徴収する料金の上限の変更の認可の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第59号	京都地方税機構規約変更に関する協議の件	7月4日	原案 可決	×	○	○	○	○
第60号	新設特別支援学校(井手地区)校舎新築工事請負契約締結の件 (電気設備工事)	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第61号	新設特別支援学校(井手地区)校舎新築工事請負契約締結の件 (機械設備工事)	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第62号	財産取得の件	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○
第63号	令和元年度京都府一般会計補正予算(第2号)	7月4日	原案 可決	○	○	○	○	○

第64号	人事委員会委員の選任について同意を求める件	7月4日	同意	○	○	○	○	○
第65号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	7月4日	同意	○	○	○	○	○

意見書・決議

意見 書番 号	件名	議決	議決	賛否の状況				
		月日	結果	共産	自民	府民	公明	維新
第1号	辺野古新基地建設の即時中止を求める意見書	7月4日	否決	○	×	×	×	×
第2号	日米地位協定の抜本的改定を求める意見書	7月4日	否決	○	×	×	×	×
第3号	消費税10%増税の中止を求める意見書	7月4日	否決	○	×	×	×	×
第4号	安心できる年金制度の構築を求める意見書	7月4日	否決	○	×	×	×	×
第5号	最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書	7月4日	否決	○	×	×	×	×
決議 案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
第1号	家族農業と地域農業、集落営農組織への支援を求める決議	7月4日	否決	○	×	×	×	×

意見書案第 一 号

安心できる年金制度の構築を求める意見書

“公的年金だけでは老後資金が2000万円不足する”との金融庁の審議会報告書をきっかけに、国民の間に年金制度への不信と批判が大きく広がっている。そもそも政府が年金支給額を削減し、国民の不安を広げてきたことの責任が問われている。政府において、年金支給額の伸びを物価上昇分よりも低く抑えて実質削減する「マクロ経済スライド」が連続して発動された結果、年金支給額は6.1%も削減され、さらに今後、この制度による年金削減は7兆円規模にもなることが明らかになっている。長期にわたり、年金給付水準を切り下げる仕組みを「100年安心」などとして国民に押しつけてきた責任は重大である。

いま必要なのは、「マクロ経済スライド」を廃止し、「減らない年金」を実現すること、低年金者への支援を行うことである。そして、貧しい年金の実態を直視し、抜本的な見直しを計画的に行うことである。

「マクロ経済スライド」の廃止は、高額所得者を優遇する厚生年金保険料の仕組みを見直して保険料収入を約1兆円増やすこと、年金積立金200兆円を計画的に取り崩すこと、現役世代の賃上げと正社員化による保険料収入の安定化などで可能である。

については、国におかれては、誰もが安心できる年金制度を構築する責任を果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

共産党提案 (否決) 自民・府民・公明・維新反対

最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

世界にも例のない賃金下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いている。京都総評が行った生活実態調査では、25歳男性京都市内のモデルで、人間らしい生活のために必要な収入は時給換算で1,635円である。2018年の京都府の最低賃金は、時給882円であり、その半分にすぎない。働く貧困層をなくすには、労働者全体の賃金の底上げとなる最低賃金の大幅引き上げと最低賃金の地域間格差の是正、世界で当たり前の全国一律最低賃金制の創設が必要である。最低賃金1,500円を実現すれば、8時間労働・週休2日で月25万円になる。

最低賃金の引き上げに当たって、中小企業へ支援の抜本的強化が必要である。フランスでは、3年間（2003～2005年）で最低賃金を11.4%引き上げた際に、中小企業の社会保険料事業主負担を2兆2,800億円軽減し、2019年には2兆6,000億円の軽減が行われる。

政府の賃上げに対する中小企業支援策は、生産性向上を前提とする「業務改善助成金」しか存在しない。しかも削減が続き、2019年度予算は6.9億円、中小企業1社当たりわずか200円の助成にしかない。

中小企業の最低賃金引き上げには、社会保険料事業主負担の減免など、本格的な支援が必要である。同時に、大企業の下請けいじめなどを厳しく規制することが必要である。

については、国におかれては、次の項目の早期実現を図ることを求める。

- 1 最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げ、速やかに1,500円以上を実現すること。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。「業務改善助成金」を改善し、予算を拡充すること。
- 4 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 一 号

消費税10%増税の中止を求める意見書

政府は、2012年の第2次安倍政権発足以来、アベノミクスで長期にわたり経済回復を持続させているとして、今年10月から消費税率10%増税を強行しようとしている。

しかし、2014年4月に消費税の税率が8%に引き上げられて以来、国内総生産（GDP）の約6割を占める個人消費が大きく冷え込み、増税前に比べて家計消費は年間25万円、実質賃金も10万円の落ち込みとなっている。“頼みの綱”だった輸出も、中国経済の減速や米中の貿易摩擦などによって2.4%もの大幅減少となっており、国民生活の悪化と日本経済の不振はいよいよ明らかになっている。こうした中で消費税を10%に増税すれば、暮らしも経済も破綻する。

政府は、今回の増税に当たって「十二分の対策」をとると称して、食料品などの税率を据え置く複数税率の導入や、キャッシュレス決済時のポイント還元、「プレミアム付き」商品券の発行などに巨額の経費を投じるが、複雑怪奇な仕組みは混乱を招くだけである。

アベノミクスの恩恵を受け、過去最高利益をあげ、400兆円を超える内部留保を持つ大企業や株売却などで利益を増やしている富裕層に応分の負担を求めれば、消費税に頼らない財源を生むことは可能である。

については、国におかれては、消費税10%増税を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	茂 木 敏 充 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

意見書案第 号

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

京丹後市・経ヶ岬の米軍専用レーダー基地は、建設が始まってから丸5年が経過した。米軍人・軍属による交通事故が多発するとともに、昨年5月には緊急時のドクターヘリの運行に際してレーダーの停波要請に応えず、17分間も救急搬送が遅れる事態が発生した。また、この5月から、米軍基地の発電機が地元住民に連絡も説明も一切ないまま、早朝、夜間、土日と24時間稼働し、大きな騒音を巻き散らして住民生活を脅かす事態となっている。

こうした米軍の横暴の背景には、米軍の活動がすべてに優先される日米地位協定がある。この間、沖縄県が取り組んだ各国の地位協定の比較調査で、米軍駐留を受け入れているヨーロッパ4カ国の地位協定の内容や運用実態が明らかとなった。これらの国では、米軍に自国の法律や規則を適用して自国の主権を確立させており、日米地位協定の下で国内法が原則として適用されない日本が、いかに異常であるかを示すものになっている。

全国知事会は昨年7月、大きな基地負担を抱える自治体も含め、すべての都道府県知事が参画する中で、国内法の米軍への原則適用などの抜本的見直しを提言したところである。

ついては、国におかれては、早急に日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	山 下 貴 司 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
防衛大臣	岩 屋 毅 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

意見書案第 号

辺野古新基地建設の即時中止を求める意見書

今年2月の辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。辺野古新基地建設をめぐることは、県知事選挙や衆議院議員補欠選挙でも、建設反対の県民の民意が繰り返し示されている。それなのに、安倍政権が沖縄県民の意思を無視して辺野古の埋立て工事を続けていることは、憲法が保障する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等に反する暴挙である。

しかもこの間、大浦湾側で海面から深さ90メートルまである「超軟弱地盤」の存在が明らかになり、「70メートルより下の改良工事の必要なし」とした政府の根拠が破綻した。この問題は極めて深刻で、政府はいまだに地盤改良・基地建設のための費用も期間も明示できないでいる。地盤改良のための設計変更には、県知事の承認が必要だが、玉城知事は絶対に新基地を造らせないと明言している。政治的にも、技術的にも、完全に行き詰まっている新基地建設を強行することは絶対に許されない。

ついては、国におかれては、辺野古新基地建設を直ちに中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	山 下 貴 司 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
防衛大臣	岩 屋 毅 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

共産党提案 (否決) 自民・府民・公明・維新反対

決議案第 号

家族農業と地域農業、集落営農組織への支援を求める決議

国連は、2014年の「家族農業年」に続いて小規模・家族農業の役割を後押しする枠組みとして「食料主権」「種子の権利」などを定めた「農民の権利宣言」を採択した。飢餓や貧困の克服、環境保全といった人類の直面する課題を解決し、持続可能な世界を展望する上で家族農業の役割が欠かせないことが、世界の共通認識になっている。

ところが、政府は、2018年末にTPP11（包括的・先進的TPP協定）、2月には日欧EPA（経済連携協定）を発効させた。米国とはTPP以上の自由化要求が必至の貿易交渉を進め、農業に計り知れない打撃をもたらしている。さらに「競争力強化」を口実に大規模化・企業参入を最優先し、農協や農地法、農業委員会、種子法など戦後の農家と農地と農業を守ってきた諸制度を壊してきた。

京都の農業経営は大小多様な家族経営がほとんどであり、家族農業が国民の食料供給の大半を担い、中山間地を含めて住民の暮らし、国土や環境を守ってきた。しかし、歴代政権の農業つぶしによって農業従事者は急速な減少と高齢化が進み、深刻な危機にある。

安倍首相が目指すのは「企業が一番活躍しやすい国」であり、国民への食料の安定供給や国土や環境の保全は二の次となっている。多くの国民も、農業と農村の荒廃に胸を痛め、「安全な食料は日本の大地から」を願っている。

よって、京都府におかれては、「家族農業の10年」を、農業者・国民が力を合わせ、府の農業と農村を再生する10年にするため以下の施策を求める。

- 1 米価の所得補償などにより農家の経営を支えるとともに、後継者の育成支援や農機具の更新等、集落営農組織への支援を強めること。
- 2 新規就農者や定年等での帰農者に対し、農機具への直接助成や共同利用に対する多面的機能支払交付金等々の諸制度をより使いやすくするよう要件緩和を国に求めること。

以上、決議する。

令和元年7月 日

京 都 府 議 会

共産党提案（否決）自民・府民・公明・維新反対

2019年6月定例議会を終えて

2019年8月2日
日本共産党京都府会議員団
団長 原田 完

6月12日に開会した6月定例議会が、参議院選挙公示日の7月4日に閉会した。

今議会は、西脇知事のもとで一年延期された「新京都府総合計画」(案)の審議をするための特別委員会審査も含め行われた。また、参議院選挙目前の中で開かれた。わが党議員団は、府民の暮らしの切実な願いをとりあげるとともに、希望を語る論戦に取り組んだ。

1、本議会に提案された議案63件のうち51議案は、10月に予定されている消費税増税に伴い、各申請手数料や施設利用料を一律約2%引き上げようとするものである。厳しい家計も京都経済にも深刻な影響を与える消費税はとうてい実施する状況になく、しかも、今回の料値上げには、消費税に伴う政令による全国一律改正のみならず、京都府の判断で引き上げようとするものも含まれている。これはこれまで消費税増税の際に値上げしなかった経緯もあるだけに、今値上げすることはまさに便乗値上げの類であり反対した。

第3号議案「京都府森林環境譲与税基金条例制定の件」は、「森林環境税」により、国民一人当たり年間1000円の住民税を上乗せして徴収し、森林環境譲与税を創設して基金を積み立てるものである。そもそも日本の林業の衰退は、1964年の木材輸入自由化による海外の安価な木材の流入等によるもので、しかも政府は25年間で6000億円も林業予算を減らした責任は重大である。その反省ないまま、森林整備に係る財源負担を個人に押し付けることは間違いで、しかも逆進性が高く、さらに本府の「京都府豊かな森を育てる府民税」府民1人あたり年間600円との二重課税になることも問題であり反対した。

第5号議案「府税条例の一部改正の件」は、新設される特別法人事業税は、地方税を国が取り上げ、他の自治体に回すやり方を恒久化するもので、地方自治体の課税自主権を侵害し、地方税制にゆがみを持ち込むものである。また、自動車税率の恒久的な引下げと環境性能割の1%減税は、消費税増税による駆け込み需要と反動減への対策を行うものであり、反対した。

第54号議案「京都府卸売市場条例廃止の件」は改正卸売市場法によって卸売市場の認可制が認定制に変更され、卸売市場に対する自治体の責任が大幅に縮小され、大手民間流通資本の参入が促進され、中小の仲卸業者や買出し人などが卸売市場利用から排除される危険があり、反対した。

第59号議案「京都地方税機構規約変更に関する協議の件」は、固定資産税(償却資産)の課税事務共同化等に伴う京都地方税機構の規約変更を行うもので、自治体の課税自主権を侵害する地方税機構の業務拡大は問題があり反対した。

なお、第1号議案「令和元年度京都府一般会計補正予算(第1号)」は、大津市で発生した園児をまきこむ交通事故をふまえ安全対策を講じ、また連続する災害への補正であり賛成したが、業者も人員も体制も弱いまま、現場にしわ寄せがいかないよう体制整備等を強く求めた。

また、追加提案された第63号議案「令和元年度一般会計補正予算」は賛成したが、その内容は、井手町に新設予定の特別支援学校の本体工事の入札不調にともなう再入札のための調査等による債務負担行為の限度額を補正するものであり、連続する災害に加え、東京オリンピック・パラリンピックにともなう各種資材高騰や人材確保難などによるもので、開校にむけ生徒や保護者に負担が生じないよう万全の対策を求めるものである。

2、京都府立京都学・歴史館の指定管理者導入の条例案が提案され、わが党議員団は、関係者等と連携し、積極的に論戦した。

第14号議案「京都府立京都学・歴彩館条例一部改正の件」には、施設全体の設備の維持管理に関する業務と、大小ホールと駐車場の施設の使用の承認に関する業務、また知事が別に定める業務に関して、指定管理者制度を導入しようとするもので反対した。

そもそも京都学・歴彩館は旧総合資料館の機能を引き継ぎ、府民の財産である公文書や京都の歴史的な資料などの収集、保存と研究支援等を行う施設であり、世界遺産に指定された東寺百合文書や国宝級の資料なども有する公共性の高い文化・学術施設である。極めて貴重な府民共有財産を管理・支援する施設を、営利企業に委ねる指定管理者制度を導入することは極めて重大である。

議案審議を通じ、「定型的カウンター業務は指定管理に、専門的なレファレンスは直営で」との理事者の発言があったものの、定型的カウンター業務も専門的なレファレンスも区別は難しく、定型的な業務も専門性のある職員がおこなっているからこそ質の高いものになっている。

さらに、専門的なサービスを府民に提供してきた嘱託職員や有期雇用の職員の雇用が脅かされる危険があり、これまで築いてきた専門性が担保できず、府民サービスの後退を招く結果になりかねない。しかも今後、指定管理の範囲が際限なく拡大される恐れがある。こうした施設をコストで押し量り、産業化していくことは問題である。また、この地域一帯を旧府立資料館跡地の利活用も含め、「北山文化環境ゾーン」として整備が予定されているが、府民参加による整備となるよう公的責任を厳しく求めるものである。

3、この数年間にわたり、保護者や地域を巻き込んだ運動に広がってきた丹後の公立高校統廃合に対し、京都府は、新たな案を第50号議案「京都府立高等学校等設置条例一部改正の件」として示した。その内容は、京都府立宮津高校と加悦谷高校を「京都府立宮津天橋高校」に、網野高校と久美浜高校を「丹後緑風高校」に統合して学舎制を導入すること、京都府立宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校を新たなフレックスハイスクールとして京都府立清新高校に統合再編するものであり反対した。

わが党議員団は、これまで地元の地域に高校があることで、それぞれの高校と地域とが一緒になって伝統や文化を支え、地域を発展させてきた歴史をふまえ、地域の学校としての存続を求めた運動と論戦を行ってきた。府教育委員会の「再編・統合」方針のもと2017年に府教育委員会が行った保護者アンケート等の結果でも、一番多かったのは「本校継続」、次いで「普通科の充実」であり、学舎制の導入を望む声はもっとも少なく、しかも分校統廃合についてはアンケートの対象にすらなっていなかった。ところが再編ありきで進める府教育委員会に対し、保護者や地域住民から地域の持続的発展、普通科の設置、少人数できめ細かな教育、通学費や通学時間の負担軽減、時間をかけて議論の保障などが繰り返し要望され、京丹后市議会や与謝野町議会からも地域住民の声を聞くこと、丁寧な説明を行うこと、市町との連携を図ることを求める意見書が教育委員会に提出されてきた。さらに学舎制の見直しと単独校存続、多様な進路選択が可能な普通科を柱にした学科編成、小規模校のメリットを生かす教員配置を求める署名も提出され、何度も丹後から保護者や教員などが府教育委員会を訪れ今年5月には「これまで公聴会やニュースなどで生徒・保護者にメリットとして約束してきたことが実現できないならば、実現の目処がつくまで再編を延期すること」などを求める第4次の要望書が提出された。こうした要望を無視し、学舎制とフレックスハイスクールありきで再編統合を進めることは許すことができない。

さらに、来年度からの実施予定にもかかわらず、教育課程や専門教育の教員配置、通学や部活などの移動手段の確保についても明らかにされず、また、ICTの遠隔教育による学力保証の問題など、これまで多くの保護者や生徒、地域、学校現場から出された問題を置き去りにしたままスタートさせることは重大である。

4、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」にもとづき2020年～2030年をめどとした「明日の京都 総合計画」を踏まえ、西脇新知事のもと、新たに今後の京都府のあり方を2040年をめどに策定する「京都府新総合計画」(案)が今議会に提案され、「特別委員会」を設置し集中審議が行われた。わが党議員団は、京都府と府民がおかれている現実の原因と責任を明らかにするよう求めた。また自治体戦略2040

提言が示す、「スマート自治体への転換」「プラットフォームビルダーへの転換」「広域連携と二層制の柔軟化」など自治体のあり方の根本的転換の動きを批判し、本府の計画がその狙いとの関係でどういう方向にあるのかについて、現実の施策をふまえて論戦した。そうした中、北陸新幹線の延伸、消費税増税の影響をはじめ、西脇知事が国の方針の具体化を忠実に率先して推進する姿勢であることが浮き彫りとなった。

中でも府営水道事業の広域化は、西脇知事も答弁で「事業の基盤強化が不可欠であり、広域連携は有効な方策の一つであることから、京都府が調整・推進役となり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、広域連携や広域化も選択できるよう取り組みを進めてまいりたい」と述べるなど、京都府水道グランドビジョンにもとづき、広域連携・広域化ありきで推進されており、来年度にむけ水道料金問題もあるだけに、市町村と連携した運動と論戦が急がれる。

5、京丹後市の米軍レーダー基地の発電機が5月に続き、今議会中に住民との約束を反故にして、夜間も含め24時間稼働したことが明らかとなった。わが党議員団は、即時停止を求め京都府に抗議の申し入れを行ったが、引き続き日米地位協定の抜本改定とともに、基地そのものの撤去と憲法を守る運動に取り組むものである。

6、今議会では、消費税増税に反対する意見書案、年金の抜本的改善を求める意見書案など5意見書案および1決議案を提案したが、他党派からは一件も提案がなく、またわが党以外の党派は、国会で年金問題が大きな問題になっており、また参議院選挙で市民と野党の共闘が共通政策もふくめいっそう前進している中、本府議会では国政野党も含め、わが党以外の全会派が「オール与党」対応の枠を一步もせず、すべて否決したことは府民的に全く説明がつかないものである。

しかも「京都府新総合計画（案）」特別委員会の副委員長選挙において、岸本ゆういち議員（自民党・北区）が、わが党を役員から排除するために、誰に投票するかを書いた分担メモを投票箱に投入し、さらに正式な投票用紙まで投票するという前代未聞の事態が起こった。わが党議員団は即時抗議し、事態の説明と謝罪を求めた。投票は無効となり本人謝罪の上、再投票となったが、その結果、「オール与党」党派が副委員長ポストを独占することとなった。投票が無効となったことに加え、副委員長から第二党派のわが党を排除するという「オール与党」政治の劣化ぶりが明らかとなった。

参議院選挙では京都選挙区で倉林明子参議院議員、井上哲士参議院国会対策委員長の再選を果たすことができた。これは京都での市民と日本共産党との共闘が大きな前進をする中での市民とともに勝ち取った勝利である。

わが党議員団は、ご支援いただいたすべての皆さんに心より感謝申し上げますとともに、引き続き掲げた公約実現、消費税増税や憲法改悪許さない等、全力を挙げるものである。

7月18日、京都アニメーション第一スタジオの放火・爆発事件により、35名の命が奪われ、いまだ33名の方が治療中となっております。未曾有の凶悪な事件でお亡くなりになられた方に心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方やご家族の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。